

少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する一九一二年七月二二日の法律

フランス刑事立法研究会

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

大貝, 葵
金沢大学人間社会研究域法学系 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1833540>

出版情報 : 法政研究. 84 (1), pp.157-171, 2017-07-14. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する一九二二年七月二二日の法律

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する法律

第一編 一三歳未満の少年に帰責される刑罰法規違反

第二編 一三歳以上一八歳未満の少年に帰責される刑罰法規

違反に関する予審及び判決—少年及び青年のための裁

判所

第三編 監視付自由

はしがき

本資料は、一九二二年七月二二日に成立した、「少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する法律 (Loi sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée)」を訳出したものである。⁽¹⁾

本法は、第一編「一三歳未満の少年に帰責される刑罰法規違反」、第二編「一三歳以上一八歳未満の少年に帰責される刑罰法規違反に関する予審及び判決—少年及び青年のための裁判所」、第三編「監視付自由」からなる。第一編には、総則、予備的措置、予審及び決定、上訴、雑則、並びに、違警罪の各章が設けられている。続く第二編は、章立てをすることなく、予審及び決定、上訴、並びに、審判の公開及び少年の報道の禁止につき規定する。最後の第三編では、監視付自由の実施及び実施者に関する条項が置かれている。

本法以前にも、一八一〇年刑法典、及び、親権に関する諸法律において、刑罰法規に違反した少年に対する特別な扱いが定められていた。

刑法典第六六条は、弁識能力なく刑罰法規に違反した少年に対する無罪とともに、親への引渡しまたは少年院

(maison de correction) への収容を認めていた。その後、刑法典第六六条を修正する形で、一八五〇年には、移送先が少年院から刑科コロニー (colonie pénitentiaire) に変更され²⁾、続いて、一九〇六年には、刑事成人年齢の引き上げに伴い同法典第六六条の対象が拡大された³⁾。

右刑法上の規定とは別に、親権との関係でも、刑罰法規に違反した少年に対する保護の規定が設けられた。一八八九年には、刑法典第六六条の適用を受けた少年の親に対し親権の喪失が宣告されうることとなった⁴⁾。また、一八九八年には、予審判事または裁判所が重罪または軽罪を行った少年の監護権を特定の個人、慈善団体または公的扶助機関へ委託することが可能になった⁵⁾。これにより、刑法典第六六条の適用対象である少年の引受先が拡大することになり、より実効的な教育的保護の枠組みが構築された⁶⁾。

しかし、一九世紀以降、右規定をはじめとした諸立法にもかかわらず、少年犯罪が増加し、社会的問題となった⁷⁾。他方で、犯罪学の新たな動向と一八九九年アメリカで始まった少年裁判所運動の影響を受け、フランスにおいても犯罪少年のための自律した立法の制定が求められた⁸⁾。

このような流れの中で創設された一九二二年法は、教育という目的を明確に表した⁹⁾、まさに少年のための特別法で

あった。その意味で、現在では、一九二二年法は「少年に関する実定法の作成における、真のターニングポイント」¹⁰⁾とも評されている。

本法の特徴として、以下の点を挙げるができる。

第一は、専門性の確立¹³⁾である。とりわけ、少年及び青年のための裁判所の創設がその中核をなしている。原則的に一三歳以上一八歳未満の軽罪及び一三歳以上一六歳未満の重罪は本裁判所の管轄となった。また、予審についても、複数の予審判事を有する裁判所においては、裁判所長によって任命された予審判事が専門的に少年被疑事件の任を負うよう規定された。当該予審判事には、一八歳未満の全ての少年について、家庭環境、前歴及び適切な措置等を調査する権限が付与され、一三歳未満の少年については、調査は義務的なものとされた。加えて、この予審判事による調査は、予審判事の命を受けた報告者 (rapporteur) という専門家に委託することができた。

次に、一三歳未満の少年に対する特別な手続が規定された点が指摘できる¹⁴⁾。本法は、いわゆる刑事未成年年齢を定め、一三歳未満の全ての少年につき、弁識能力の有無の判断を要することなく、民事裁判所の評議部がその審理を担当することを定めた。その上、当該少年に対しては、後見

的措施、監督措置、教育的措置、改善措置、及び、援助的措施のみが言い渡される旨規定された。従って、一三歳未満の全ての少年が刑罰の適用から免れることとなった。

さらなる特徴は、監視付自由の制度が導入されたことである。⁽¹⁵⁾ 予審判事は暫定的に、各裁判所は終局的に、教育的措置に監視付自由を付加する権限をえた。この監視付自由の実施は、裁判所の代理人 (le procureur) が引き受けると規定された。その意味では、当該代理人も、監視付自由を執行する専門家として、一九一二年法制度の下での専門性の確立に寄与したといえる。

その他、判事により命じられた措置の修正が可能となった点⁽¹⁶⁾、少年の監護を引受けた者及び施設に対して提供される措置実施のための費用の総額、並びに、措置の実施方法について定められた点⁽¹⁷⁾、裁判の非公開などの特別な手続が設けられた点⁽¹⁸⁾も特徴として挙げられる。

但し、刑罰法規に違反した少年に対し、刑罰に代えて保護と教育の可能性を探った本法ではあるが、重大な欠陥及び実務と相いれない規定が存する点において、見直しが必要であるとの指摘もなされていた。例えば、立法当時、監視付自由の制度について CUCHE は、制度自体の有効性は認めつつも、義務違反に対する威嚇効果が少年の更生と

いう目的を阻害している点や、監視付自由を引受ける代理人の質の低さ及び数の不足によって制度の実施が困難になっている点等について問題視している。⁽²⁰⁾

また、各規定において詳細さが欠けるとの批判も見られた。⁽²¹⁾ 例えば、成人に適用される現行犯に関する手続が少年にも適用されるのかについて規定が設けられていない他、予審判事から調査を付託される報告者は当該法律に列挙されている者に限られるのか否か、また、報告者が調査の妨害にあった際に、予審判事はどのような対応を取りうるのか等、条文からは必ずしも明らかではなかった。⁽²³⁾ それ故、条文の不十分性を補い、法を運用していくための通達が必要であるとされた。⁽²⁴⁾

後世から見れば、その他にも、裁判官の専門性が実際には欠如していた点等も挙げられている。⁽²⁵⁾ しかし、一九一二年法に関するこれらの不十分性は一九一二年法の意義を減ずるものとはならないというべきであろう。⁽²⁶⁾ 例えば、本法が、一三歳未満の少年に対して、刑罰の適用を完全に回避した点は、現在のフランス少年法である一九四五年オールドナンスに受け継がれている。⁽²⁷⁾

日本における二〇〇〇年以降のいわゆる少年法厳罰化の流れを見るとき、この一九一二年法の精神から学ぶものは

資料 大きい。特に、昨今、少年犯罪はむしろ減少傾向にあるにもかかわらず⁽²⁰⁾、厳罰的な対応への法改正を繰り返している

日本に比し、少年犯罪の増加という社会的問題に対する効果的な施策として、少年に対する教育的措置を積極的に取り入れようとした一九一二年法の試みは示唆に富む。先にも指摘した通り、芽生えの時期である法律だけにその不十分性もあるが、少年に対する教育の重要性を認識し、教育を保障しようとする一九一二年法の姿勢はきわめて重要であろう。

以下、本法を翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が共同して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（大貝葵）

少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する法律 (Loi sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée)

上院及び下院が可決し、共和国大統領が審署した、本法の内容は以下のとおりである。

第一編 一三歳未満の少年に帰責される刑罰法規違反

第一章 総則

第一条 ①重罪または軽罪と擬律される刑罰法規違反が帰責される一三歳未満の男子または女子は、刑事裁判所へは召喚されない。

②少年は、事案に応じて、評議部 (chambre du conseil) において審判を行う民事裁判所により命じられる、後見的措置、監督措置、教育的措置、改善措置、及び、援助的措置に付されうる。

③管轄を有するのは、犯罪地の裁判所、親または後見人の居住地の裁判所、及び、少年が発見された場所の裁判所である。

④事件を係属された第一審裁判所が、犯罪地または少年が

発見された場所の裁判所である場合、当該裁判所は必要に応じて、事件を親または後見人の居住地の裁判所に移送しうる。

⑤ 複数の部を有する裁判所においては、裁判所長が、それらの部の中から、一三歳未満の少年に関する事件について審判を行う部を指定する。

⑥ 一三歳未満の少年の事件に関する決定は、犯罪記録簿に記載されない。

第二章 予備的措施

第二条 ① 重罪または軽罪と擬律される行為が一三歳未満の少年により実行されたことを通報された共和国検事は、予審判事に事件を付託する。

② 私訴は、民事裁判所においてのみ行使されうる。

第三条 ① 本法第一七条の文言に従い、裁判所長により指名された予審判事は、信頼に値する者、公益認定を受けもしくは県知事の命令により指定された慈善施設、または、公的扶助に少年を暫定的に引渡すことにより、少年を確保しうる。または、病院もしくは治療院、もしくは、管轄裁判所の所在地にあつて予審判事が指定するその他の場所に

少年を留置することにより、少年を確保しうる。予審判事は、遅滞なく、既知の親、後見人または監護権者に通知する。

② 予審判事は、被疑少年保護委員会の長に予審の開始を通知する。予審判事は、国選弁護士を指名し、または、弁護士会会長によって指名させる。

③ 但し、重罪の嫌疑が存する場合、予審判事は、理由を付した命令により、少年が、他の被拘禁者とは分離された上で、拘留所 (maison d'arrêt) に勾留される旨決定できる。

第三章 予審及び決定

第四条 ① 予審判事は、治罪法典及び一八九七年一月八日の法律の総則規定に従い、少年が自身に非難の向けられている犯罪の行為者であるか否かにつき調査を行う。

② 少年に対して十分な嫌疑 (charge) が存在しない場合、または、少年に帰責されている事実が法律に定められる重罪も軽罪も構成しない場合、判事は、検察官による意見聴取の後に、予審免訴の決定を行う。

③ これに対して、少年が重罪または軽罪として擬律される行為の行為者であると思料される場合、予審判事は、家庭における物質的及び道徳的状况、少年自身の性格及び前歴、

少年が生活し成長してきた環境、少年の改悛を確保するに
適した措置に関し、調査を行わなければならない。当該調
査は、必要に応じて、医学検査によつて補充される。

④予審判事は、司法年度の初めに評議部により作成される
リストの中に登録されており、かつ、次に示される範疇の
中の者から優先的に選出される報告者に、当該補足調査を
委託することができる。司法官または元司法官、いずれか
の性の弁護士、代訴士または名誉代訴士、公益認定を受け
もしくは県知事の命令により指定された更生保護協会のい
ずれかの性の構成員、及び、被疑少年保護委員会のいづれ
かの性の構成員。

⑤この報告者は、少年の意見を聞き、あらゆる人の元であ
らゆる情報を収集し、少年のために必要であると報告者が
思料するあらゆる確認を行う。自身の任務遂行に当たり、
報告者が何らかの抵抗を受ける場合には、報告者は、直ち
に予審判事の判断を求める。報告者は、調査結果に関する
書面化した報告書を予審判事に送付し、必要な場合には、
予審判事は、その報告書を補充する。

⑥予審が終了するに際し、予審判事は、共和国検事にその
旨を通知し、必要な場合には、評議部へ少年を再び移送す
る。

第五条 ①評議部は、少年、証人、親、後見人、もしくは、
監護権者、報告者が調査を委任された場合には、その報告
者、並びに、検察官及び弁護人を聴問した後、裁定を下す。
②評議部は、その決定の中で、上記に列挙された者の出席
があつた旨記載する。

第六条 ①嫌疑が立証された場合、評議部は、理由を付し
た決定により、以下に示す措置のいずれか一つを取る。

- 1 少年を家族に引き渡すこと
- 2 成人に達するまでの間、信頼に値する者の元、しか
るべき保護施設または寄宿学校、精神病者のための施
設、公益認定を受けまたは県知事の命令により指定さ
れた慈善施設に委託すること
- 3 公的扶助に引き渡すこと

②評議部は、少年が家族、慈善家または慈善施設へ引き渡
される旨命じる場合、さらに、本法第三編に定められる条
件に従い、評議部の指導の下、少年の監視の実施を代理人
に担当させることができる。

③評議部は、訴訟費用、並びに、場合によつては家族が負
担すべき扶養及び委託費用の総額を決定する。これらの費
用は、刑事裁判費用として徴収される。

④評議部の審判は公開されない。但し、被疑少年保護委員会の構成員、少年の世話を引き受ける保護団体及びその他慈善施設の構成員で裁判所に許可された者、並びに、裁判所の監視の代理を受けた者は、審判に出席することができ

る。

⑤理由を付された決定は、公開の審判において朗読される。

第七条 ①評議部においてなされたあらゆる決定は、一〇日以内に、人もしくは住居宛てに、書記官が発する書留郵便により、少年、少年の弁護士、父母、後見人または監護権者、及び、共和国検事に通知される。

第八条 ①一三歳未満の少年が一三歳以上で現在する一人または複数の被疑者と同一の訴訟事件に関与している場合、予審は、一般法の規定に従い行われる。但し、上記第三条及び第四条の諸条項は、一三歳未満の少年に適用される。

②一三歳以上の被疑者が移送命令の対象となる場合であっても、当該少年は、予審免訴決定の恩恵に浴しえない限り、管轄権を有する民事裁判所に出廷する。

第四章 評議部の決定に対する上訴

第九条 ①評議部の判決に対し上訴する権限は、少年、少年の父親、少年の母親、少年の後見人、少年の監護権者、及び、検察官に存する。

②この上訴は、判決を下した裁判所に所属する書記官に対して一〇日以内になされ、一〇日の期限は、判決が下された審判に出席していた者に関してはそれが下された翌日から起算し、当該審判に出席していなかった父親、母親、後見人または監護権者に関しては、書留郵便がその者に届いた日の翌日から起算する。

③複数の部を有する法院においては、裁判所長が、それらの部の内、評議部として裁定を下す部を指定し、検察官及び関係人は、そこで聴問されまたはそこに召喚される。

④上訴の申立ては、特に仮執行が命じられる場合を除き、停止効を有する。

⑤審判に参加できるのは、第六条最終項に指定される者である。

⑥理由を付した決定は、公開の審判において朗読される。

第一〇条 ①少年を家族以外に委託する旨の決定の執行から少なくとも一年が経過している場合、親または後見人は、少年の改善更生、及び、少年を養育する自身の能力を証明

資料
することにより、少年を自らの元に戻すように評議部に請求することができる。

②上記請求が棄却された場合、親または後見人は、第九条に定められた期間内に、かつ、第九条に示される形式に従い、控訴院評議部に上訴することができる。

③終局的に棄却された場合、同種の請求は、新たに一年が経過するまで再提起できない。

第一条 ①裁判所評議部は、控訴院評議部への上訴を除いて、職権によりまたは検察官の申請もしくは少年の請求に基づいて、常時、理由を付した決定によって、少年を家族の元に引き渡すか、または、少年の委託措置を修正することができる。

②当該上訴の申立ては、裁判所評議部により特に仮執行が命じられる場合を除き、停止効を有する。

③請求が少年から発せられ、かつ、当該請求が棄却される場合、同請求は、一年が経過するまで再び行われえない。

第五章 雑則

第一条 検察官は、評議部の決定の執行を保障する任を負う。

第一条 前各条に定められる訴訟行為、決定及び委託契約は、あらゆる印紙税及び登録税を免除される。

第六章 一三歳未満の少年により行われる違警罪

第一条 ①一三歳未満の少年により行われた違警罪は、一般の人の出席を排した状態で、かつ、親、監護権者または後見人の出席の下、治安判事の執務室において開廷される違警罪裁判所に付託される。

②違警罪が証明される場合、判事は、少年または親を譴責し、再犯が行われた場合の帰結について上記の者に警告する。この譴責は、特別の記録簿に記載される。

③少年は、刑法典第四八三条の累犯に該当する場合、民事裁判所に召喚され、民事裁判所は、評議部において、前記諸条項に従って裁定する。

第二編 一三歳以上一八歳未満の少年に帰責される刑罰法
規違反に関する予審及び判決―少年及び青年のための裁判所

第一条 軽罪裁判所は、一三歳以上一八歳未満の少年により行われた、拘禁刑を伴う軽罪につき、予審判事または控訴院弾劾部の移送により付託される。軽罪裁判所には、

いかなる場合においても、直接召喚によつては付託されない。

第一六条 ①一八九八年四月一九日の法律第四条の諸条項は、少年に対して行われた重罪または軽罪の全ての事案に引き続き適用される。

②一三歳以上一八歳未満の少年に帰責される全ての重罪または軽罪につき、予審を担当する司法官は、いづれにおいても、検察官を聴問した上で、少年の監護が、少年の家族、少年の親、信頼に値する者、公益認定を受けもしくは県知事の命令により指定された慈善施設、または、公的扶助に委ねられるよう命じることができる。

③当該措置は、常時、取り消されうる。当該措置は、予審を終結させる予審免訴の命令時まで、移送がなされる場合には終局判決の時点まで効力を有する。

④一時的監護が少年の家族、親または特定の個人に委ねられる場合、予審判事は、当該監護が判事によつて指定された信頼に値する者の監視下で実施されるよう命じることができる。

⑤但し、三親等内の少年の親族、後見人もしくは後見監督人または検察官は、予審判事の命令に対して異議申立てを

行うことができる。異議申立ては、三日以内に、単純申請の方法で裁判所評議部に行われる。

第一七条 ①複数の予審判事が在籍する裁判所においては、検事長の提案に基づき裁判所長によつて任命される、これらの司法官の一名ないし複数名が、一八歳未満の少年を対象とする被疑事実に対し特に予審の任を負う。

②予審担当司法官は、犯罪事実に関して調査を行わせると同時に、少年及び家族の物質的、道徳的状况についても調査を行わせる。予審担当司法官は、被疑少年保護委員会の長に対し予審の開始を通知する。予審担当司法官は、国選弁護士を指名するか、または、弁護士会会長により弁護士を指名させる。必要に応じて、予審担当司法官は、少年に医学検査を受けさせる。

第一八条 ①重罪または軽罪が帰責される一三歳以上一六歳未満の少年、及び、軽罪でのみ訴追される一六歳以上一八歳未満の少年を特別な審判廷において審判するため、各管区において、第一審裁判所は、少年及び青年のための裁判所という形で構成される。

②セーヌ裁判所、及び、複数の部から構成される裁判所に

においては、第一審裁判所の中に、少年及び青年のための裁判所と呼ばれる特別部が構成され、当該特別部が、前項に規定される一三歳以上一六歳未満の少年、及び、一六歳以上一八歳未満の少年の審判を担当する。控訴は、第一審判事の面前と同様の条件の下、特別な審判廷において控訴院によって審判される。

③少年及び青年のための裁判所を構成するために指名された裁判官は、他の部に所属することができる。

④一三歳以上一八歳未満の少年が、正犯者、共同正犯者または共犯者として一八歳以上の現在する被疑者と同一の事件に關与している場合、事件は一般法上の裁判所に提訴される。重罪に關して、一三歳以上一六歳未満の少年が、正犯者、共同正犯者または共犯者として一六歳以上の現在する被疑者と同一の事件に關与している場合も同様である。

第一九条 ①各事件は、他の全ての被告人が排された状況で、分離して審判される。

②審理への出席が認められるのは、事件の証人、少年の近親者、少年の後見人及び少年の後見監督人、弁護士会の構成員、公的扶助の代表者、少年保護団体、被疑少年保護委員会及び少年の世話を引き受けるその他の慈善団体の構成

員のうちで裁判所により許可された構成員、裁判所から委託された人、並びに、報道関係者の代表者のみである。

③少年及び青年のための裁判所の審理記録の公開は禁じられる。被告少年のあらゆる肖像画、被告少年に關する挿絵または少年に帰責される行為に關するあらゆる挿絵の複製も同様である。上記二条項に対する違反は、輕罪裁判所に付託され、一〇〇フラン以上二、〇〇〇フラン以下の罰金に処せられる。

④これらの諸条項は、同様に、第一編に定められる、評議部における審理にも適用される。

⑤判決 (*jugement ou arrêt*) は、公開の法廷で言い渡され、公表されうるが、少年の名前はイニシャルによる以外の方法で示されえない。

⑥少年が一八歳以上の現在する被告人とともに一般法上の裁判所に移送された場合、審理は公開される。

第三編 監視付自由

第二〇条 ①裁判所は、一三歳以上一八歳未満の少年に対して、裁判所が指定しその活動を指揮する、慈善家または慈善施設の監護の下で、監視付自由に服するよう暫定的に言い渡すことができる。

②裁判長は、少年及び少年の親、監護権者または後見人に対し、言い渡される措置の性質及び目的を説明する。

第二二条 刑法典第六六条は、以下の通り修正される。

「軽罪または重罪の被告人が一三歳以上一八歳未満である場合に、弁識能力なく行動したと決されるとき、当該被告人は無罪となる。但し、当該被告人は、情状に応じて、親、慈善家もしくは慈善施設へ引き渡され、または、判決が定めた年数、そこで養育されかつ拘禁されるため、行刑コロニーに移送されるが、その年数は少年が二一歳に達する時点を超えることはできない。」

「裁判所は、少年が親、慈善家または慈善施設に引き渡される旨命じるとき、これに加えて、最長二一歳に達するまで、当該少年が監視付自由の制度に服する旨決定することができる。」

「裁判所により定められた期間が満了した時点で、裁判所は、共和国検事の申請に基づき、改めて裁定を下す。」

第二二条 ①裁判所は、第二〇条及び第二一条に従って言い渡される監視付自由につき、自らの指導の下、その実施を保障し監督する、各性別の一定数の者を代理人

(délégué) として指名することができる。

②これらの代理人は、犯罪更生支援団体、被疑少年保護委員会、裁判所に認可された慈善施設の構成員の中から、優先的に選出される。これらの代理人は、裁判所により直接選出された特定の個人の場合もありうる。

第二三条 ①定められた期間、代理人は、監視付自由に付されている少年を必要な頻度で訪問し、少年の行動に関する報告書を裁判長に提出する。監視付自由に付されている少年が不良行為に及ぶかまたは道徳的危機に瀕している場合、及び、監視に重大な支障が生じている場合、裁判長は、必要と思考する毎に、改めて裁定を下すため、職権または代理人の単純な請求に基づき、少年及び少年の監護の任を負う者に次回審理へ出廷するよう命じることができる。

②代理人が死亡した場合、または、代理人に障害事由が発生した場合、少年及び青年のための裁判所の長の命令により、後任者が指名される。

第二四条 監視付自由に付されている少年の死亡、重大な疾患、住居の変更または許可のない不在の場合、少年の親、後見人、監護権者または雇用主は、遅滞なく、代理人に通

料 報しなければならず、代理人は、その旨を少年及び青年の
資 ための裁判所長に通知する。

第二五条 一三歳未満の少年に対して、本法第六条に従い
評議部により命じられうる監視付自由措置は、前各条の諸
条項に従う。

第二六条 刑法典第六七条、第六八条、及び、第六九条は、
以下の通り修正される。

「第六七条 一三歳以上一六歳未満の少年が弁識能力を
もって行動したと決されるとき、刑罰は、以下のように宣
告される。」

「死刑、無期徒刑、流刑が科される場合、矯正コロニー
における一〇年以上二〇年以下の拘禁刑が宣告される。」

「有期徒刑、禁錮刑または懲役刑が科される場合、これ
らの刑罰の一つにつき宣告された期間の三分の一以上二
分の一以下に相当する期間、矯正コロニーへの拘禁が宣告
される。」

「いずれの場合も、当該少年には、五年以上一〇年以下
の間、政府によって少年に通告される禁止場所につき、立
入が禁止されうる。」

「市民権剥奪刑または追放刑が科される場合、一年以上
五年以下の間、行刑コロニーまたは矯正コロニーへの拘禁
が宣告される。」

「第六八条 一三歳以上一六歳未満の少年で、一六歳以
上の現在する共犯者を有しておらず、かつ、重罪の被告人
とされる少年は、前二条に従い、軽罪裁判所によって審判
が行われる。」

「第六九条 一三歳以上一六歳未満の少年が単なる軽罪
しか犯さなかった場合にはいづれも、少年に対して宣告さ
れる刑は、少年が一六歳であれば宣告された刑の二分の
一を上回ることはできない。」

第二七条 各裁判所において、書記官は、一八歳未満の少
年に関するあらゆる決定が記載される、非公開の特別な記
録簿を保有する。

第二八条 ①本法の適用範囲は、刑務所高等評議会の答申
の後、司法大臣及び内務大臣の提案に基づいて下される法
律特別施行令によってこれを定める。

②当該施行令は、とりわけ、本法の適用を通じ少年が委託
された人、療養院または養護施設、及び、慈善施設に付与

されうる手当の額及びその条件を定める。

③本法は、法律特別施行令が官報に掲載された六ヵ月後に効力を発する。

上院及び下院によつて審議され、可決された本法は、国法として施行される。

一九二二年七月二二日、パリにて

共和国大統領 A.FALLIÈRES

司法大臣 ARISTIDE BRIAND

内務大臣 T.STEEG

（井上宜裕・大貝菱）

(1) J.O. du 25 juillet 1912, pp.6690-6692.

(2) Loi sur l'éducation et le patronage des jeunes détenus, Bull. n°2542; D.1850.4.181. なお、当該法律の日本語訳については、フランス刑事立法研究会訳「被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年五月五—一二日の法律」法政研究八〇巻四号（二〇一四年）五五五—五六三頁を参照。

(3) Loi modifiant les art.66, 67 du Code pénal, 340 du Code d'instruction criminelle et fixant la majorité

pénale à l'âge de dix-huit ans, J.O. du 14 avril 1906; D. 1907.4.59. なお、当該法律の日本語訳については、刑事立法研究会訳「刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月二—四日の法律」法政研究八〇巻二・三合併号（二〇一三年）四一—四一八頁参照。

(4) Loi sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés, J.O. du 25 juillet 1889; Bull. n° 21240; D.1890, pp.15-20. なお、当該法律の日本語訳については、フランス刑事立法研究会訳「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律」法政研究七九巻四号（二〇一三年）九九—一〇〇二頁参照。

(5) Loi du 19-21 avril 1898 sur la répression des violences, voies de fait, actes cruautés et attentats commis envers les enfants, J.O. du 21 avril 1898; D.1898.4.41. なお、当該法律の日本語訳については、フランス刑事立法研究会訳「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九—二二日の法律」法政研究八〇巻一号（二〇一三年）一九七—二〇四頁参照。

(6) CUCHE,Paul, *Traité de science et de législation pénitentiaires*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1905, pp.81-82.

(7) 本法の制定過程については DREYFUS, Ferdinand, *Annexe*, n°414, J.O. du février 1911, pp.35-36 以下の記載を参照せよ。

(8) PÉDRON, Pierre, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse*, 4^{ed.}, Gualino, 2016, pp.47-48; NAST, Marcel, KLEINE, Marcel, *Code manuel des tribunaux pour enfants (commentaire de la loi du 22 juillet 1912)*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1913, p. 15; BONFILS, Philippe, GOUTTENORE, Adeline, *Droit des mineurs*, 2^{ed.}, Dalloz, 2014, p.17 以下。本法の成立は実証主義的運動の影響を及ぼしていると言ふ。また、この動向の中で、少年の有責性よりも被害者性に焦点が当たり、犯罪少年への教育的取り組みの必要性が強調された。PÉDRON, op.cit. (note 8), pp.47-48 参照。同趣旨として GAILLAC, Henri, *Les maisons de correction 1830-1945*, Cujas, 1991, pp.250-252.

(9) NAST=KLEINE, op.cit. (note 8), pp.7-9; BENECH, H-LE ROUX, Patricia, *Au tribunal pour enfants, L'avocat, le juge, le procureur et l'éducateur*, Presses universitaires de Rennes, 2008, pp.24-25; HACHAÏ, Nassan, *Les jeunes délinquants*, Librairie nouvelle de droit et de jurisprudence, 1913, p.13; GARÇON, Émile, *Le droit pénal*, Payot & Cie Paris, 1922, pp.122-123.
(10) NAST=KLEINE, op.cit. (note 8), pp.10-12. 同趣

同左は、この相関関係への注目は、学説上の議論のためにとりよむ。制度の発展のためであったとも指摘している (Ibid.)。

(11) PÉDRON, op.cit. (note 8), p.50.
(12) PÉDRON, op.cit. (note 8), p.50. 以下。BONFILS=GOUTTENORE, op.cit. (note 8), p.17 以下。犯罪少年刑法の特殊性に関する第一歩を提供する意義は、一九二一年法が非難と重要な法律であると考えられている。

(13) ROBERT, Philippe, *Traité de droit des mineurs*, Cujas, 1969, p.85; PÉDRON, op.cit. (note 8), p.50; BONFILS=GOUTTENORE, op.cit. (note 8), p.17; NAST=KLEINE, op.cit. (note 8), pp.56-57.

(14) Ibid.

(15) Ibid.

(16) ROBERT, op.cit. (note 13), p.85; GARÇON, op.cit. (note 9), p.123.

(17) PÉDRON, op.cit. (note 8), p.51.

(18) GARÇON, op.cit. (note 9), p.123.

(19) Ibid.

(20) GARÇON, op.cit. (note 9), p.122; CUCHE, Paul, «Les abus de la liberté surveillée», *Revue pénitentiaire*, 1925, pp.67-72. 同趣。ROBERT, op.cit. (note 13), p.88 以下。彌根は自由は一九二二年の立法者の功績であると考えられている。

- (21) NAST = KLEINE, op.cit. (note 8), pp.57-60.
- (22) NAST = KLEINE, op.cit. (note 8), pp.134-135.
- (23) NAST = KLEINE, op.cit. (note 8), pp.153, 156-157.
- (24) NAST = KLEINE, op.cit. (note 8), pp.58-59. なお、一九二二年法の通称等については、*Circulaire* 1913, *Journ. des Parq.*, 1913, pp.16-21' 及び *Circulaire du Garde des Sceaux, Ministre de la Justice, aux Préniers Présidents et aux Procureurs Généraux* (30 janvier 1914), *Journ. des Parq.*, 1914, pp.37 et s. を参照。
- (25) ROBERT, op.cit. (note 13), pp.88-89.
- (26) NAST = KLEINE, op.cit. (note 8), p.301 参照。
- (27) Ordonnance n°45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante, *J.O. du 4 février 1945*; *Gaz. Pal.* 1945 (1^{er} sem.), pp.268-270. なお、一九四五年オルドナンス（二〇一五年現在）の翻訳については、フランス刑事立法研究会訳「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五―一七四号（一）（二）（三）（完）」法政研究八二巻一・二号（二〇一四年）四三六―四八頁、同八二巻四号（二〇一六年）一一三三―一一四七頁、同八三巻一・二号（二〇一六年）一一一―一一三頁参照。
- (28) BONFILS = GOUTTENORE, op.cit. (note 8), p.17.
- (29) 犯罪白書平成二八年度版 <http://haksusyol.moj.go.jp/ip/63/nfnn/images/full/h3-1-1-01.jpg>（二〇一七年四月三日閲覧）。

【付記】本研究は、二〇一六年度末延財団研究会助成によるものである。